

信託を利用した資産継承と世代跳梁税の展開 —デュポン社の事例を中心として（後編）—

浅川 哲郎

目次

第1節 はじめに

第2節 信託の歴史

第1項 イギリス固有法説

第2項 米国における信託制度

第3項 米国の信託制度の展開

第3節 デュポン社の事業継承と信託について

第1項 デュポン社について

第2項 デュポン社の起源とウィルミントン社の沿革

第3項 デュポン家における信託利用

第4項 デュポン社における経営者の変化

第5項 クリスティアナ社

第6項 ウィルミントン社の役割

(以上前号)

第4節 世代跳梁を利用した信託での資産承継の変遷

第1項 世代跳梁課税に関する1976年法以前の動向

第2項 「税制改革研究・提案」の検討

第3項 1976年の世代跳梁税制定の背景

第4項 1976年の世代跳梁税の問題点

第5項 1986年の世代跳梁税の内容

第5節 終わりに

(以上本号)

第4節 世代跳梁を利用した信託での資産承継の変遷

第1項 世代跳梁課税に関する1976年法以前の動向

前節では、大手企業であるデュポン社の事業承継と信託との関わりを検討してきた訳であるが、デュポン家ほどの資産家でなくても米国では一定以上の富を保有する場合には、信託において世代跳梁、つまり子供ではなくて、孫やひ孫など子供より下の世代に資産を移転させることによって事業や資産を継承させることが行われてきた。このような信託を利用した世代跳梁移転は、1976年および1986年の税制改正を経て世代跳梁課税が整備され、現在では節税上のメリットはほとんどなくなっている。しかし、信託を利用した世代跳梁移転が米国において資産の蓄積に果たした役割は極めて大きいので、ここではその歴史的な経緯について分析しておくことにする。

この世代跳梁の資産移転が遺産税制度における大きな欠陥であると指摘する声は以前から存在していた。第二次世界大戦後に日本に派遣されたシャウプ使節団の一員でもあったコロンビア大学のウイリアム・ビックリー (William Vickrey) 教授は1947年に著書『累進課税の指針 (Agenda for progressive taxation)』において、米国の贈与税および遺産税の課税構造には多くの欠陥があるとしている。その中でも特に生前贈与と世代跳梁により課税を免れることができる仕組みが課税制度の実効性を減殺していると指摘している¹。当時の資産移転の実際を示す興味深い資料を紹介しよう。(表2-1)に示すように1959年には受贈者において真正の所有権を獲得する約6%の移転しか孫の死亡時まで課税を逃れていない。対照的に、信託における移転のうちほとんど50%が孫もしくはひ孫の死亡時まで課税を逃れている訳である。真正に直接移転された場合と信託を経由して移転された場合とで最終的な資産の所有権はほとんど変わらないことから考えて、公平性に関するこれらのデータのインパクトは明らかである。

また、1946年にニューヨーク州の弁護士であるルイス・アイゼンシュタイン² (Louis Eisenstein) は、世代跳梁のために用いられる階層的な生涯不動産権³ (cascading life estates) に関して次のように記述している。

「Aが彼の(信託にある)資産をBに遺言で譲り、Bがその後、その資産をCに遺言で譲った場合、政府は遺産税をAが亡くなった時点とBが亡くなった時点とで集めることになる。しかし、Aが信託にある資産からの所得をBの生涯に亘って遺贈し、残りをCに遺贈した場合には、政府はAが亡くなった時点では税を徴収するが、Bが亡くなった時点では何も

表1 1945年、1951年、1957年および1959年における富裕層死亡者の真正および信託における移転の遺産税課税時期の調査

次の遺産税課税の対象となる者	真正な移転		信託における移転 b)	
	金額 (単位:百万ドル)	全体に対する割合	金額 (単位:百万ドル)	全体に対する割合
1945				
配偶者	77	24		
子供	154	48		
孫	9	3		
ひ孫	c)	c)		
その他	80	25		
合計	320	100		
1951				
配偶者	164	41	2	1
子供	137	34	95	28
孫	11	3	124	37
ひ孫	c)	c)	20	6
その他	89	22	96	28
合計	400	100	337	100
1957				
配偶者	405	39	2	d)
子供	362	35	90	18
孫	56	5	209	43
ひ孫	c)	c)	24	5
その他	212	21	162	33
合計	1,034	100	487	100
1959				
配偶者	468	42	4	1
子供	366	33	91	18
孫	68	6	208	42
ひ孫	c)	c)	37	7
その他	214	19	160	32
合計	1,117	100	500	100

a) 財務省の作成による。

b) 1945年は入手不可能であった。

c) ひ孫に対する真正の移転は作表されていないが、金額は無視できるほど小さくまた「その他」に含めている。

d) 0.5%より小さい。

引用：Pechman (1971) p. 202.

課税しないことになる。私はCがたまたま、Bの意思の下の受益者としてではなく、Aの信託の下の残余権者として所有と享受を獲得したということが政府の課税結果に影響しているのか理解できない。^{4]}

アイゼンシュタインの提案する解決策は、その信託のコーパス⁵ (corpus) の価値を、生涯権者 (life tenant) である B の課税対象遺産に含めるというものである⁶。この解決法はその課税を正当化するために、生涯不動産権 (life estates) を、所有権と同じであると取り扱うものである。つまり連邦遺産税を通して、機能的には遺言による移転 (testamentary transfer) と同じ、生前の移転 (lifetime transfer) に関する遺産税を正当化するために用いられているアプローチである。実際上は無償で資産を移転するが、その資産における生涯の使用権は担保する納税者は、長くあたたかも生前の移転がなかったかのように死亡時に課税されていた。しかし、このような指摘があってもなお1940年代には世代跳梁移転に関して、これ以上の関心は払われなかった⁷。

この世代跳梁問題は1950年の国会の遺産税および贈与税改革の公聴会において再浮上し、その問題はフランクリン・ルーズベルト政権の租税政策⁸にも携わった経験を持つスタンレー・サリー教授の遺産税と贈与税に関する1950年の論文「連邦遺産税および贈与税の改訂の導入 (An Introduction to Revision of the Federal Estate and Gift Taxation)⁹」発表の後に関心が高まっていった。その理論は巨額の遺産における全資産のほとんど半分が信託において移転され、その価値の4分の3がひとつ以上の世代の遺産税を跳梁しているということを示す興味深い統計によって裏づけされており、サリー教授は財務省が主張する「移転税に関する果敢な新しい世界の幕開け—生涯不動産権 (life interest) への課税¹⁰」という試みに好意的な議論を行っている¹¹。

サリー教授がその論文の中で示したひとつの業績は、生涯不動産権 (life estates) の代わりにAが資産をBに20年間移転させ、その後、所有権をCに移転させるといった、年数を限定した遺産を用いた世代跳梁移転の分析を行ったことである。サリー教授はBは、その所有期間の終了時にCに対して贈与を行ったかのように課税されるべきであると提案している¹²。そうすることによってサリー教授は、所得の受益者を移転税に関しては真正な所有者として取り扱うことに賛成であると暗に論じているのである。実は1976年の世代跳梁税は、サリー教授のこのアプローチを踏襲したものであった。委託者が世代的に離れた受益者の信託を設定した場合、そしてその間の世代の人間もまた信託に関して権利を持つ場合には、世代跳梁税が間の世代の人間の権利が消滅した際に課されることになる¹³。従って、信託の中の資産が対象で、どの期間にあっても子供が受益者である贈与で、その後、孫に贈与される場合は、子供の権利が消滅する際に世代跳梁税が課税された。更に世代跳梁税の金額は、当該子供があたかも実際の譲渡を行ったかのように計算し、また遺産税もしくは贈与税の税率は、当該子供、つまりみなし譲渡人 (deemed transferor) がみなし

移転時に生存しているか、もしくは死亡しているかに拠っている¹⁴。

このようなより詳細な研究が発表される中で、財務省も1969年に「税制改革研究・提案 (Tax Reform Studies and Proposals)」という形で、世代跳梁の移転に関して望ましい遺産税の形態を提案することになるのである。次にその内容について検討することにしよう。

第2項 「税制改革研究・提案 (Tax Reform Studies and Proposals)」の検討

1969年に財務省によって公表された「税制改革研究・提案 (Tax Reform Studies and Proposals)」によると、1957年から1959年の間に提出された遺産税申告書に関して、100万ドルを超える遺産の場合、資産の25%が世代跳梁の形で移転されている（形式としては19%が信託で6%が贈与である）。しかし、30万ドル以下の遺産においては9%のみが世代跳梁の形で移転されているだけである。また100万ドル超のグループにおいて、信託されている全ての資産の約80%は世代跳梁により移転されたものである。更に200万ドルを超える遺産を持ち、信託を用いている被相続人のうち、世代跳梁でない形式の信託を用いたのは25%のみであった。また50万ドルを超えない遺産を残した被相続人のうち77%がそのような信託は使っていなかった¹⁵。このように高額な遺産を残す場合には、信託を用いて、世代跳梁により課税の額を少なくして子孫に財産を移転させるということが日常的に行われていることが伺われる。この「税制改革研究・提案」に関しては、サリー教授らがその審議過程、ウェストフォール教授がその内容に関して下記のとおり詳細に分析を行っている。

第1 サリー教授らの分析

1969年の税制改革法の審議における世代跳梁税を含む遺産税の取り扱い、1966年から1968年まで財務省で租税を担当していたジェローム・クーンツ¹⁶ (Jerome Kurtz) とハーバード大学のスタンレー・サリー (Stanley S. Surrey) 教授が議論の経緯を記している。この1969年税制改革法については、1969年の3月から5月にかけての下院予算委員会での公聴会で審議が開始され、ジョンソン政権下の財務省により準備され、1969年2月5日に下院の予算委員会と上院金融委員会 (Senate Finance Committee) によって刊行された「税制改革研究・提案 (Tax Reform Studies and Proposals)」の中の案を審議するという形で行われた。その財務省の提案には、世代跳梁課税など資産税に関するものも含まれていた¹⁷。

遺産税に関する公聴会は、1969年3月26日、27日の下院予算委員会で行われた。この分野に関しては、それ以降は予算委員会における動きはなく、その理由としては遺産税関係

を扱う時間が不足している、というものであった。予算委員会によっては、この課題に関して直ぐに検討を再開する可能性はあるとの指摘があるのみで、その時期については明確にはされていない¹⁸。

遺産税に関してこの財務省の提案について証言した者の多数の意見は、反対というものであった。特定の条項に反対するものもいれば、改正案には賛成すべき項目は見当たらないといった意見もあった。これらの証人の意見では、現行の遺産税は模範的なものであるというものである。更に、財務省の提案が発表されて以来、その提案に関して言及した論者は、現行の法律を極めて高く支持しているように思われる¹⁹。

しかしながらそのような財務省の提案に対する批判を分析すると、既存のシステムにおける不公平を直接扱ったものではないことがわかる。その代わりに彼らの意見は、通常、遺産税の問題に対する何らの代替案を示すことなしに、また、通常、何故、その変化が望ましくないと認識するのか、について満足のいく理由付けなしに、財務省により提案されている変化が及ぼす予想される効果を指摘しているだけのことである²⁰。

サリー教授等の分析を信託における世代跳梁移転に絞って検討しよう。ほとんどの世代跳梁の移転は信託においてなされると推定されるので、国会における何人かの証人は世代跳梁税の提案は信託における移転が阻害されると議論している。そしてこの効果は望ましくないと主張されるのである。というのはこれら長期の信託のほとんどは、主に課税回避以外の理由で創設されると考えられるから、という理由である。また、世代跳梁税の提案が長期の信託を阻害するかどうか、または単に信託を創設する上での租税の要素が取り除かれただけなのかは、議論の出発点によるものである。しかしながら、サリー教授等は、世代跳梁税の提案が移転税の長期の信託へのインパクトを、現在においてその信託が保有している税制上の優遇措置を中立的にすることを企図していることは疑いがないことであると指摘する。もし長期的な信託を用いる税制面以外の理由があるならば、また実際そうであるが、その信託は利用され続けるであろう。長期的な信託の創造は禁止されていないし、罰せられもしない。単に移転税の有利さが取り除かれるだけである。税制面以外の優遇措置は、存続するのである。しかし、サリー教授等は、長期的な信託の創設に対する有効な課税以外の理由の存在が、それらの信託に伴う重要な課税優遇措置に関連して議論されているのかは理解できないとし、論者もこの点は丁寧に説明しようとはしないことに対し疑問を投げかけている²¹。

世代跳梁税の提案に対してなされるもうひとつの議論は、現行の制度の下での歳入の損失が少ないということである。しかし、この意見に対してもサリー教授等は、世代跳梁税

の提案は第一に歳入を上げるためになされるものではなく、それは公平の実現を第一の目的とするものであると指摘している。そして歳入の損失の合計は少ないかもしれないが、世代跳梁の仕組みを用いることによる特定の家族への税制面での優遇は極めて大きく、その家族の資産が大きいほど、税制面での効果も大きい。従って問題は絶対的な歳入ではなくて、むしろ比較的な不公平さであると述べている。どの家族も、その納税額が政府の歳入の全体から少ないという理由で遺産税からの免除を主張できないし、世代跳梁の提案は多くの点で遺産税における累進性の欠如を防ぐ目的がある。誰も現行の世代跳梁移転のシステムが公平であるという議論を行ってはいない、というのが教授等の意見である²²。

その他の世代跳梁税の提案に対する議論は極めて論点回避なものである。例えば、2つの世代に関わる世代跳梁信託はまれであって、従って数少ない事例のために全員をかき回す必要はないと主張する者もいる。この議論はもちろん出鱈目であり、関係する少数の人間のみがかき回されるのである。また他の意見としては1つの世代ではなくて、2つの世代が跳梁された場合にのみ、その仕組みに課税することは望ましいとする者もいた。また他の者は被相続人の子供が死亡し、彼の孫が遺産の当然の受益者となるケースや、被相続人が単に子供を嫌っているケースを指摘し、このような場合になぜ世代跳梁税を課さなければならないのかを問うものもいた。しかし、これらの事例などはこの問題の本質ではない。ほとんどの世代跳梁移転は、子供と孫が生存しており、共に被相続人に愛され、彼らの生存中は子供が資産を享受しているケースである。基本的な課税のルールはこれらの通常の状態に即して構築すべきであって、例外のような事例で判断すべきではない。またまず基本的な意思決定を各々の世代に対する課税のための行い、例外のようなケースは別の基準で取り扱われるべきである。国会は各世代に一度課税するという政策をとるということはまだ言っていないと断言する人もいる。もちろん、国会において推進されている提案は、各世代において課税することが資産税を公平に課税する道であるということから進展はしている訳ではない²³。

サリー教授等による「税制改革研究・提案」に関する国会での議論を紹介、検討してきた。サリー教授等は課税の公平性から世代跳梁税の必要性を主張しているのだが、これらの議論から判断すると、信託を利用した世代跳梁による資産の移転というものが一般的にはまだ十分に理解されていないということがわかるのである。そしてそれが原因で、世代跳梁税というものに対して世間の支持が得られていないということだろう。では次に「税制改革研究・提案」の内容を取り上げたウェストフォール教授の議論を検討していこう。

第2 ウェストフォール教授の分析

ハーバード大学教授のデビッド・ウェストフォール (David Westfall) は1970年に「遺産税および贈与税の復活 (Revitalizing The Federal Estate and Gift Taxes)」という論文を発表し、遺産税等を有効ならしめる諸策を議論しているが、その中で世代跳梁移転に関しては前年の1969年に発表された「税制改革研究・提案」を取り上げている。ここではウェストフォール教授の説に従い、世代跳梁の資産移転に関する制度内容を確認し、そして1969年に発表された「税制改革研究・提案」を検討していくことにしよう。

一般的に、家族の蓄積された富は、親からその子供へ移転され、それぞれの世代において課税される。しかしながら、譲渡人はこの世代ごとの課税を、孫やより遠い子孫に贈与をすることによって、世代ごとの課税を回避することができ、従って、中間の世代を跳梁することができる。世代跳梁の洗練された形式は、信託などを関与させ、委託者の子供を含む後継の受益者が、所得や元本の一部を資産税の課税を受けることなしに享受できることを可能にするのである²⁴。

信託の受益者が遺産税や贈与税が課税されることなく、信託資産に関する支配と便益の享受を受けることができる程度については、本来、周知させるべき程には世間的には広くは認識されていない。信託の受益者は投資に対して唯一の受託者として支配を許される立場かもしれない。つまり全てのその所得および彼の扶養のために必要とする元本に対して権利を有するという意味である²⁵。加えて信託の受益者はその生涯において元本のうち、年間5,000ドル、もしくは5%のどちらか大きな額を引き出す権利を、生涯もしくは死亡時において他人に元本を与える権利と同様に与えられている²⁶。そして信託の受益者が死んだ場合に、彼は死亡時に引き出すことができた元本「だけ」をあたかも保有したかのごとく課税されることになる。この制度的な「気前よさ」の結果、エステート・プランナーはしばしば信託を重要な贈与に用いるよう提案してきたのである。このように信託は、財務的な知識に難がある未亡人や孤児、または浪費癖のある子孫を守るという本来の目的のためではなく、連邦税から逃れるために設立されている訳である²⁷。

もちろん、そのような信託が存続できる期間は通常、「永久拘束禁止の原則 (Rule Against Perpetuities)」の各州における規定によって制限されるが、人生を測定する際の思慮深い (judicious) 選択により、その原則は信託期間を80年から100年と定めている。いくつかの州では、さらに長い課税猶予が可能である。例えばデュポン社が位置するデラウェア州では、指名権 (power of appointment) の実行によりなされる所有権の授与に許された期間は、信託の創設 (creation) ではなくて、授与の実行 (exercise) の日より測定され、

その結果、譲渡人が4つの世代を跳梁することを可能にする²⁸。

世代跳梁の資産移転は、前の世代からの蓄積された資産を使い果たしていない世代にとって課税を避ける上においての唯一の効果的な方法であるので、その効果的な方法を阻止しようという改革への推進力は、支持を引き出している。エステート・プランナーは通常、そうしないと子供から孫への資産の移転が子供の利益にならなく、単に移転するだけに終わる場合以外は、課税以外の問題を起こす可能性がある複雑な信託には頼らないであろう。子供が蓄積された富の全てを消費した場合、子供の遺産は、その親の蓄積された富に対する課税がなされないので、世代跳梁信託は何の課税上の有利さももたらさない。従って、世代跳梁の利益は、少なくとも遺産税の増加により生活水準が影響を及ぼされる家族にのみ限定されることになる²⁹。

ウェストフォール教授は以上のような制度的な分析に加え、世代跳梁により資産移転の定性的な分析も行っている。つまり世代跳梁の仕組みの害というのは租税回避のみに限られるものではない、ということである。間接的な社会コストはその仕組みが回避した課税額と同じくらい大きい。その有利な課税取り扱いは価値ある資源を、80年から100年存続する可能性のある、取り消し不可能な信託 (irrevocable trusts) へと流出させることになる。一方で、信託を組成する側から考えた場合、そのような信託を創造するエステート・プランナーは大きな責任を負っている。彼は、受益者や固定される信託資産の状況を変化させる家族の問題や経済状態におけるあらゆる事態を予見し、備えなければならないからである。そのエステート・プランナーが不注意に行った場合、多くの依頼者の生活を悪い方向へと導いてしまうことになる。さらに複雑な信託組成に関する通常管理コストに加えて、信託契約における表現のあいまいさは、個人および社会、両方にとっての法的費用がかかることになる。潜在的に生産的な資産の所有権や管理に関して不確かであることは、信託資産の使用と享受を阻止し、長年、不確実なままとなる³⁰。このような批判を背景として、財務省は「税制改革研究・提案」を発表したわけである。

しかしながら改革への必要性への対応である、財務省の「税制改革研究・提案」において提案している世代跳梁の移転に対する代替税（ここでは世代跳梁税を意味する）は、不幸にして非効率な部分と共に非常に複雑な部分を併せ持っている。通常の場合における代替税は、贈与であろうと信託であろうと世代跳梁移転の価値に対する、移転者の限界税率 (marginal rate) の60%の税率により課税される。しかしながらいくつかの状況において、世代跳梁される間の人間は、当該移転を、最初に彼に移転し、その後、次の世代に移転させるという選択をすることができた。そのような選択がなされると、その選択者は当該移

転の全ての価値に課税される。そしてこの価値が彼の将来の移転に対する税率を決定する上での選択者の課税ベースの一部であると考えられる³¹。

財務省の案に示されている最初の例は、その提案の複雑さを十分に示している。祖父（GF）の孫（GC）に対する50,000ドルの贈与、つまり祖父の子供（S）であり、孫の父親の跳梁の例を考えよう。祖父の遺産の限界税率が40%で、代替税は60%、つまり総贈与額の24%が課税されることとなる。換言するとその24%の税率が、税引き後に孫に50,000ドルを贈る場合に必要な金額に課されることになる。従って代替税は15,789.47ドル、つまり65,789.47ドルの24%が、50,000ドルの贈与をする場合に必要なのである。しかし、このような代数的な若干の複雑さが、代替税の成果ではない。代替税の成果というのは財務省案の税の「グロスアップ」によっている。世代跳梁の移転は2つの移転によって構成される。グロスアップは解釈上の移転(constructive transfer：上記の場合65,789.47ドル)に対して計算された税への課税を、移転者が回避するのを避けるために必要とされる。死亡時の移転の課税のメカニズムが、税が控除される前の遺産全体に対して計算されるものなので、グロスアップは、世代跳梁を伴わない贈与には適用されない³²。

更なる複雑さが、代替税のもう一つの案から提起される。もし、上記の子供（S）もしくは孫（GC）の母親（つまり子供の配偶者）が、資産の移転がなされたときに生存している場合は、彼（S）もしくは彼女（GCの母親）は、「50,000ドルは、自分自身への贈与とし、直ぐに孫に対して移転する」という選択も許される。したがって子供（S）によって支払われる税額は、彼が20%の税率が当てはまり、しかも彼が自分のお金で支払う場合は、12,500ドル（50,000ドルプラス12,500ドルに20%をかけることによる）になる。もし祖父（GF）がその税も負担する場合は、その額も贈与となる。更に孫の両親が亡くなった場合は、祖父の遺言執行者（executor）は後に亡くなった親の税率で税を支払うことも選択できる³³。

上記のような「簡単な」事例における課税計算を理解できる顧客もいることは疑いない。しかし理解できない人もいるであろう。そしてこの例は世代跳梁の最も簡単な例であるということに注意する必要がある。もし祖父が彼の意思で子孫や遺言執行者が税金を負担しないという一任信託（discretionary trust）を創設した場合、孫への分配は上記で示したように50,000ドルの贈与という形で行われ、ひ孫への分配は、彼の先祖である子供と孫への移転に連続して行われると取り扱われる。受託者によって保有される金額に関して、最後の子供が亡くなった時に、代替税の対象となる移転が起きると考えられる。というのはもはや世代跳梁の移転が起きる可能性がないからである。その後は、言及すべき点が祖父

からその子供に移るために、孫への分配は課税されずにひ孫への分配が課税対象となる³⁴。

以上、財務省案の複雑さについては十分に説明した。多くの顧客にとっては、その複雑さは世代跳梁を止めるに十分であろう。彼ら（そして顧問弁護士も）が、自らが完全には理解できない行為によって、ペナルティが発生するであろうことは明確であるからである。しかしながら経験を積んだ者にとっては、世代跳梁税は、遺産税を最小化する手段として、長期間の信託の効果的な利用という選択肢を排除しないのである。それは代替税は、当該資産が跳梁された世代に贈与された場合に課税される金額より大きくなることはなく、実際にはかなり少なくなるという前述の短い説明からも明らかであろう。いくつかの例の場合では移転者の限界税率の60%という税額は、彼の子供による移転と同額の100%という税額よりもはるかに低いこともある。さらに彼が死亡するまでは何時でも「選択した人間とその子孫に与えられる」部分に関する信託資産への税を支払うかどうかの選択肢も与えられているのである。従って信託財産の価値が一時的に低下し、税を支払う方が有利である場合に、子供に税を支払うという選択を与える案にはプレミアムが付与されるということである³⁵。

他の移転者には強制的な代替税の支払いを可能な限り延長することに関心があるかもしれない。そのような延長は、世代跳梁の受贈者ではない名目的な自由裁量の受益者 (discretionary beneficiaries) を加えることによって達成されるであろう³⁶。彼らが何も分配を受け取っていない場合でも、受け取ることができるという明確な可能性は強制的な代替税の課税を延期するのに十分である。もちろん、繰り延べられた税が、信託資産価値の増大により課税ベースが拡大した場合には、税の繰り延べの有利さが打ち消されることもある。しかしながら納税者によっては、将来における、より多額の納税による、結局は打ち消しとなる納税の繰り延べの方が著しく重要な場合もある。それは実際のところ、その結果として他の機関で利用できるものよりは有利な定期の借入れを意味するからである³⁷。

このような税制上の有利さおよび複雑さはその代替税の利用を排除することはない。ひ孫やより遠くの子孫への移転といった複数の世代跳梁を扱う、これまで用いられてきた最も良い方法であるように見える。世代跳梁に対処する策については、しばしば議論される様々な提案を完全に分析することは紙幅の関係上、難しい。また注目を集めた提案はすべて、いくつかの異論を投げかけられている。生涯不動産権 (life estates) の終了時に課税するという、1894年以来、英国で採用されている手法³⁸は跳梁された世代が資産に対して何も所有権を受け取っていない移転は対象としない。受益者の所有権が固定されている場合は生涯不動産権 (life estates) に対して課税することは容易であるが、租税回避にもな

らなく³⁹、また面倒な複雑さもない一任信託 (discretionary trust) に対しては簡潔な解決法はない。課税対象ではない指名権の定義を狭めることが1942年から1951年の間に試されたが歳入増加の点に関しては目に見える成功を収めなかった。再び世代跳梁に関しては、跳梁された世代が何かしらの権利を資産に対して受け取らない限りは課税しないということになって、そのことは世代跳梁を検討する家族の意向に忠実であるがその家族の一員ではないという受益者の採用に対してインセンティブを与えることになった。最終的に、相続税 (accession tax)⁴⁰ のようなより急進的な試みは、馴染みのない、それ自体複雑な代替案を支持する現在の遺産税における半世紀の経験捨て去ってしまうだろう⁴¹。

ウェストフォール教授は、財務省による「税制改革研究・提案」の中の代替税は現在のところ最良で、おそらく唯一の効率的な複数の世代跳梁による課税回避に対処する方法であると評価しているが、単一の世代跳梁にその複雑性を持ち込むのは望ましくないと指摘している。そして、その歳入の増加はエステート・プランニングと管理における混乱よりもはるかに少ないものであり、その代わりに我々は移転者に対して須らく世代跳梁移転を避けるように勧奨するべきであると主張している。その手段として世代跳梁を伴わない移転者の子供に対する移転への特惠税率 (preferential rate) を創造することを推奨している。何故ならば当該子供は真正の所有権もしくは一般的な指名権を獲得するかする訳であるし、その各々場合も彼を所有者として課税するからである⁴²。

以上、ウェストフォール教授による「税制改革研究・提案」の制度内容の検討そしてその複雑性の指摘を見てきた。サリー教授らの指摘にもあったように、世代跳梁移転に関する一般の認識は高いものではなく、また一方、租税法の研究者においても「税制改革研究・提案」における提案の内容から判断すると洗練された世代跳梁課税制度というものが提案できるほどには検討させてはいない、ということも言えそうである。このような環境の上に1976年には世代跳梁税が創設されるのである。

第3項 1976年の世代跳梁税制定の背景

この1976年の税制改革についてもサリー教授は論文「1976年税制改革法についての回顧 (Reflections on the Tax Reform Act of 1976)」においてその制定プロセスについて詳細に分析している。遺産税に関しては、その論文では特に政治的な背景についての記述が詳しいのであるが、サリー教授は遺産税と贈与税の改訂は、全く以って農業政策の問題であると指摘している。決定したこと全ては、農民票の影響の認識なしには説明がつかないが、農業政策をその認識の中心におくと、様々な部分がつながることができるとしている⁴³。

サリー教授は遺産税が農業政策と関わるようになった事情を次のような例をあげて説明している。ある年老いた農民の家族が、農地価格が急速に上昇したため、60,000ドルの遺産税の控除を超える資産となったために遺産税の問題と直面するようになった。この急速な上昇は成長する都市地域で農業開発以外に適した地域を対象にしていた。しかし農民も農民以外の者と同様に自分の持分を拡大したため、農地価格も上昇した。そしてこれらの年老いた農民の家族は、若い世代の多くの家族とは異なり、エステート・プランニングの技術について考えることはなかったために、来るべき遺産税の支払いに対して準備をしていなかった。彼らの代表は60,000ドルの遺産税控除の増額を解決策として考え、圧力をその点に対して集中させた。当時のジェラルド・フォード（Gerald Rudolph Ford Jr.）大統領はまず、税の支払い期限の延長という、より緩やかな提案を以って対応した。しかし政治的な状況に屈し、その60,000ドルの控除を150,000ドルに増額させることを推進した。この物語は、遺産税を払うために農民の生活の価値を諦めることを強られるという農民の家族の話として広まっていった。その物語は実際には文書化されなかったし、恐らく農業関係の遺産を農業が好きで子供とそうでない子供との間に配分することは、農民の家族にとって税務の問題よりも更に困難な問題を引き起こすことになった⁴⁴。しかしその税制改正に対する圧力は広まり、多くの立法者は直ぐに農民のために遺産税を緩和するよう求められたのである⁴⁵。

ここで農民の代表は寛容であった。彼らは、中小企業、つまり非公開の同族会社が比較先として適当であると考えた。確かに、全ての遺産はインフレーションのために、60,000ドルという彼らに言わせれば時代錯誤な程低い控除額を増額させるに値する状況にあった。遺産税の改革推進派は議会に、その60,000ドルのレベルでも、7%の被相続人のみが遺産税を支払うべき純遺産を持っているに過ぎなく、その結果として富裕層に大きな課税を求めることはほとんどできないとしている。150,000ドルの控除はこの7%を2%に満たない程度に減少させる結果となり、16億ドルの歳入もしくは現行の遺産税による歳入の20%から30%を減少させる結果となる。もちろん、遺産税の対象となるほとんどの遺産は、主たる資産として多様な有価証券を保有しており、従って、納税のための流動性や農民の生活や同族会社という米国の美德を損なうものではない。しかし関与していた家族は最初は、静かに農民のグループによるロビー活動を見つめることに甘んじていた⁴⁶。

このような背景があって、この遺産税改革は1976年の下院歳入委員会（the Ways and Means Committee）では、突出した課題となった。公聴会は1976年3月に開かれた。財務省そのものは150,000ドルの控除額、無制限の配偶者控除、30%からの課税率の推進に

は賛成で、死亡時の移転における評価替えの扱いには反対していた。外部の提案の結果、歳入委員会は始めて米国における富の集中のデータについて調査を聞く機会を持っている⁴⁷。委員会はまた、生存する配偶者および孤児の控除を守るために、より広い配偶者控除に関する提案に対して、成人した子供を遺産税から守る必要性に関する質問も聞いている。しかしこれらの観点は農民の圧力において消し去られることになった。そして下院歳入委員会および両院のスタッフにおける税制の改革推進派は、遺産税改革の範囲を広げることによって反撃し、遺産税の控除額を上げることによるコストをまかなうために様々な改革を提案した。その中には贈与税と遺産税の統合や、配偶者控除の増額（もちろんこれには反対はなかった）、死亡時の移転された資産の評価替え（ステップ・アップ・ベース）による所得税回避における改正、そして「世代跳梁」移転を通しての遺産税回避の終了という規定も含んでいる。両院のスタッフはまた、控除の税額控除（credit-against-tax）という、農民を満足させる工夫を行い、増額した控除に関する歳入の減少幅を少なくした⁴⁸。サリー教授によるこれらの指摘から考えると1976年の税制改正における世代跳梁課税の創設は、農民のグループが要求する遺産税の控除額の拡大に対応した税源の確保という一面もあったということがわかるのである。

この段階では遺産税における他の重要な圧力団体、米国銀行協会（American Bankers Association）も政治活動を開始した。世代跳梁信託と死亡時の移転された資産の評価替え（ステップ・アップ・ベース）の改正がこの組織の重要な関心事であり、十分に制度の防御のための準備はなされていた。その公的な利益団体はジレンマを抱えていた。彼らは遺産税の改正などは望んでいなく、民主党政権に政権交代した場合⁴⁹の、より良い日々を待ち望んでいた。しかし農民の圧力は控除額の増額という目標を達成するに十分に強いものに思われたので、それによる歳入不足はこれらの相殺する遺産税の改革を推し進め、そして何かを達成する機会を提供した。農民の圧力は、改革者の手を動かし、アルバート・ウルマン（Albert Conrad Ullman）歳入委員会委員長をして全面的な改訂へと向かわせることになったのである⁵⁰。

遺産税改正法案（H.R. 14844）は、歳入委員会から提出され、下院議会に送られた。しかし下院ではそれは、頓挫し、2つの修正しか許さないという改革の逆流に会っている。その2つというのは法案における単一の40,000ドルの税額控除（153,750ドルの控除水準）に対して、それぞれの納税者に対して29,800ドルの分割控除（split credit）に加え、農民と同族企業に対しては25,000ドルの税額控除の増額、および世代跳梁規定における親から子供や孫に対する移転に関して100万ドルの控除の廃止である。そして反対グループはそ

の法案の中の、死亡時のキャリーオーバー条項などについて採決することを望んだりした。この様な状況の中、ウルマン委員長はその法案を引き下げている。その間、上院財政委員会（Senate Finance Committee）は税制改革法案にいくつかの遺産税改正法案を組み込んでいた。これらの改正の主なものは50,000ドルの税額控除（197,667ドルの控除水準）、下院案と同様の配偶者控除の最低額250,000ドルへの増額、そして下院案において除外部分を排除した世代跳梁条項であった。上院議会では、分割控除（split credit）を行うという改革の動きに対して唯一の真剣な議論が行われた。しかし財務省の支持を得た農民グループはより高い控除額を求めるための露出した立場をとる事を望まなかったため、この駆け引きは50対34で敗れることになった。結局、3,000に満たない数の家族がこの高い控除を享受するはずであったのであるが、結果としてこれらの家族に関する10億ドルの歳入の損失予定を転用する形で、全ての他の家族（約150,000）が高い控除額の恩恵に浴することとなったのである⁵¹。

下院の税制改革案は遺産税の項目を含んでなく、また上院の案もいくつかの項目がある程度であったので、分離された下院の案（H.R. 14844）の範囲における遺産税改革は協議に付されなかった。前述の米国銀行協会は何らの政治的な活動を起こそうとはしなかったし、改革グループもまた事態を終わらせることに同意したのであろう。しかし、その税制改正案は農民のグループの目的を達成する唯一の手段のように思えたので、彼らは毅然たる態度を取った。協議における支援者は、法案の審議が終わりに近づいた時にその税制改革法案そのものを長引かせたり、妨害したりした。そして最後の段階で、いくつかの修正を加えた下院の案に沿ったものが急いで税制改革法案に加えられた。議会の状況は上院と下院で別々の投票を要求していた。下院ではキャリーオーバーベースへの反対者がその改訂に反対しており、唯一の議論がなされた。法案の反対者はその全体の構造を解明しなかったであろうが、改革推進派は法案に賛成するために農民の側につき、従って法案は229対181の結果で可決となった⁵²。

このように約3,000件の農民家族に利益をもたらす農業政策は、四半世紀の間、変化を拒んでいた遺産税と贈与税において広範囲に及ぶ改訂をもたらした。この改訂とともに死亡時の評価替えに関する所得税の取り扱いにおける大きな改正も行われている。この法制史に関して、面白く、しかしほとんど注目されていない点としては、農民グループが攻勢を強めている間に農業省（Department of Agriculture）や農業の専門家たちは一貫して不思議なくらい静かであったことである。この点に関し農業省の専門家の観点からは、控除の増額という農民のロビー活動の目的は米国における農民の共同体の一番の関心事ではな

いと指摘している。これらの専門家は明らかに現行の制度下において農民家族の脅威を理解していなく、代わりに、控除の増額は農地保有のいくつかの家族への集中、そして新しい若い農業参入者に対する障壁となると捕らえていた。従って、農業省はその政治の風が頭を通り過ぎ、財務省に政権の「農業の知恵 (agricultural wisdom)」を具現化させようとしているように見える⁵³。

1976年の遺産税の分野における税制改革の背景には、既述の課税の公平性の問題の他に、このような農業政策の問題があった訳である。そして政治的な駆け引きの下に拙速に成立した結果、実際の制度は世代跳梁課税に関して問題の多いものになっていた。この点を引き続きサリー教授の研究に従って検討していこう。

第4項 1976年の世代跳梁税の問題点

下院の歳入委員会の報告書は、世代跳梁移転の問題に対処する現行の構造上のルールにおいて適応すべき基準を示している。前述の法案 (H.R. 14844) に添付された報告書は下記のように述べている。

「連邦遺産税と贈与税の目的は単に歳入を上げるだけではなく、世代ごとに可能な限り統一した効果を得られる形で課税することである。歳入の確保と平等な取り扱いは、移転（遺産および贈与）税が平均的に、しかも合理的に統一された期間ごとに支払われるところに達成されるものである。同様に、移転税の課税が、現行の法制度において世代跳梁信託を通して、可能な限り非常に長い間隔に繰り延べられるときにこれらの政策は阻害されることになる。（中略）

「委員会は信託を創設する課税以外の多くの妥当な目的があることを認識してきた。しかし、税法は中立であるべきであるし、信託を設定することで課税に有利に働くということはすべきではない。」

エステート・プランナーによって用いられている世代跳梁移転は明らかにこの基準に反している。そのような移転において、信託は、所得または元本をまず子供に分配し、その後には孫やひ孫へ、（信託の創設時には）遺産税なしに分配され、そして資産の享受が世代から世代へ受け継がれて行くために創設される。これらの信託の長さは各地方の「永久拘束禁止の原則 (Rule Against Perpetuities)」によって定められるが、現存の信託の多くは100年以上存続している。実際にウィスコンシン州ではいくつかの永久信託 (perpetual

trusts) が存在している。明らかに世代跳梁移転の下に得られた租税からの回避は、遺産税は最も裕福な家族に課することに失敗していることを意味しており、ハーバード大学のジェームズ・キャスナー (James Casner) 教授の下院公聴会における発言のように、これらの移転は遺産税をして「任意的な課税 (Voluntary levy)」に変えたといえる⁵⁴。

従って税制を改革しようとする者は、これらの移転に課税しようとしたときに、明確で避けられない目標があった。しかし1976年法において適用されている技術的なルールはこの目標に対して極めて不十分であった。例えば1976年法は、祖父の孫に対する贈与の場合には、無制限の世代跳梁の移転を認めている。そして同法は、信託を贈与と同等とみなしているため、祖父が孫のために信託を創設することを認める結果、子供を孫やひ孫のために世代跳梁することも可能になる。裕福な家族は、子供のため、孫のため、またひ孫のために、いくつもの別々の層になった (layered) 信託を用い、家族のエステート・プランニングを満足させ、結果として1976年法の下においても世代跳梁を明らかに可能にしている。ここでのエステート・プランニングを成立させるには信託は2つ、もしくはそれ以上の世代の受益者を有しなければならないため、世代跳梁信託に関する税法の定義はこの「重層 (layering)」を認めている。しかし、そのような網羅された信託でさえも、大きな差異 (gaps) というものが生じる。従って、子供、そして孫のための信託においては、信託に関わるそれぞれの子供に対する信託のコーパスの250,000ドルの控除が存在する。更に、所得の孫に対する分配は課税されないことになっている⁵⁵。

多くの法律家の印象は、初めからこのような世代跳梁条項は、富裕層の家族のエステート・プランニングには深刻には関係しないというものであった。遺産税が富裕層の家族に関係しない場合、その目的とは何であろうか。そして、与えられた目標に対してのこの失敗の原因は何であったのだろうか。ひとつの要素は米国銀行協会の反対で、彼らは少なくとも一つの世代の跳梁を推し進めていた。しかし委員会はその見解に反対し、250,000ドルの控除のみを認める意思だったように見える。もうひとつの要素は、贈与を認めるという意思決定と信託が全く異なる仕組みであるということを委員会メンバーが理解できなかったことが重なっている。それ故、贈与で課税対象ではないもの(それ自身は真意のはっきりしない意思であり、少なくとも最高限度額を示すべきものである)は、自動的に課税対象ではない信託と同じくすべきではない、ということが実施されていない。贈与は生存する受贈者を関与させるものであり、確固たる道具と言える。それに対し信託は生まれていない受益者に対しても設定でき、所得と元本の処分、受益者の数や取り扱いなどに関して非常に柔軟な対応が可能となる⁵⁶。もうひとつの要素は専門家が、下院の委員会の関心

をこれらの移転に関わる巨額の富に注目させることに対する明らかな能力不足であった。従って下院の歳入委員会では僅差で、子供-孫 (children-grandchildren) の信託の除外を決定した。その決定は突然覆され、委員が、これらの信託にいくら含まれているかという情報、つまりいくつかの家族は少なくとも5億ドルは保有している⁵⁷ことを知った時に、下院で当初議論されていた100万ドルの控除が両院の協議で250,000ドルとなった。確かにここで財務省は適切な条項を確実にするための手助けはしなかった。世代跳梁や他の改革に対する税制担当のチャールズ・ウォーカー (Charles M. Walker) 次官補 (Assistant Secretary) の言葉として、「なぜ連邦政府がこれらのことについて制度化すべきなのか。なぜこのような社会問題に馬鹿騒ぎしなければならないのか。⁵⁸」というものがあるが、財務省の租税政策の記録としては似つかわしくないものである。様々な法律家のグループは、何の支援もしなかった。つまり彼らの発信は見せ掛けの注意の喚起だけで、法律が複雑すぎないようにする為の行動は全くなかったのである。これらの信託の複雑な条文を作成する能力を持つ法律家が複雑性について心配した理由は、ミステリーのままだに違いない⁵⁹。

サリー教授は以上のように1976年の世代跳梁税の成立プロセス、そして制度の問題点を指摘し、税法における世代跳梁の規定は、新しい規定に慣れ、現状を変えないでほしいと言う新しい世論を生み出す前に修正、しかも速やかな修正が必要である、と主張している。更に、その速やかな改正の内容に関しては、全ての現在の世代跳梁信託に関する税法の適用免除の修正が必要であるとも主張している。そしてこれらの問題が発生した理由は、既述のとおり歳入委員会が問題の本質に焦点を当てる事に失敗した事であると指摘している訳である。サリー教授が指弾しているのは、歳入委員会において、デュポン家のような50年以上もの間、課税されていない少数の家族の何百万ドルもの資産のことを取り上げないでいることの不作為と課税の公平性に関する議論の欠如である。1976年の世代跳梁税成立後もその欠陥を巡る議論は、ことあるごとに繰り返され1986年の改正へと繋がることになる。

第5項 1986年の世代跳梁税の内容

1976年法における欠陥は特別の利害団体をしてその廃止を推進することとなった。当事者である財務省は、世代跳梁税を定める第13章は「管理の視点からは過剰に複雑であり、また遺産税回避目的のための世代跳梁が通常は一番の動機ではない多くの一般的な状況におけるエステート・プランニングに対して不適当な影響を与えているかもしれない。⁶⁰」と甘んじて認めている。しかしながら、財務省は断固として、1976年法の公平性と中立性に

おける欠点を正した簡略した代替案の制定なしには世代跳梁税の廃止には反対したのであった。1981年と1984年における公聴会の後、議会は1976年法をその開始時に溯り廃止し、1986年法を定め、世代跳梁移転に関する全く新しい税を制定した。1986年法は多くを1983年に公表された財務省案に基づいていた⁶¹。

1986年に制定された世代跳梁税は、その大枠はほとんど変更されずに現在に至っている⁶²。なお、1986年の世代跳梁税を制定する際には、1983年の財務省案の他に米国法律協会（American Law Institute）による案も検討された。その案の中心となる概念は、信託への移転は全て「確認された人物（identified person）」に対してなされたと取り扱う、とする。そして次の当該信託からの移転は、先の「確認された人物」からなされたものと考え、また、自然人が信託の所有者として扱われない場合は、信託そのものが「確認された人物」として取り扱われるとするものであった⁶³。しかし最終的にはこの案は採用されていない。

先に紹介したビックリー教授は1992年に、著書『累進課税の指針』を踏まえて、「現在における累進課税の指針（An Updated Agenda for progressive taxation）」という小論文を発表している。そこには米国税制全体を通して更に改善が必要な項目が掲げられているが、遺産税については述べられていない。これは1986年における世代跳梁税などの改訂を、ビックリー教授が一定程度評価したものと考えられる⁶⁴。信託制度の長所はその柔軟性であるが、それが世代跳梁の概念と組み合わせると巨額の富の移転が容易に可能になる。1986年の世代跳梁税の制定はその機能の抑制に一定の役割を果たしている。

第5節 終わりに

三つの世代を経ると財産が無くなるといわれる日本の相続税制度の下に生活をしていると、米国における、一世紀以上前に獲得された巨額な資産が代々受け継がれている社会の仕組みというのは不思議な印象を持つものであろう。その不思議さを発生させる仕組みのひとつが信託制度にあったのである。特に世代跳梁移転によってデュポン家のような資産家は巨額の資産を、孫やひ孫に対して移転していたのであった。

ここで信託を用いた世代跳梁移転の分析対象として、1802年にデュポン社を創設したエルテール・イレネー・デュポンの孫で、同社を大企業に育て上げたヘンリー・デュポンの子供であるウィリアム・デュポン・シニアとその子孫を取り上げた。ウィリアムの父親であるヘンリーは遺産税が制定される前の1889年に亡くなったために、ウィリアムが相続した財産にはなんら課税はされなかった。1928年の彼自身の死に際して、ウィリアムの遺産

は3,550万ドルと評価された。加えて彼は、1926年と1927年に息子や娘、義理の娘、義理の息子に対して信託に一連の贈与を行っていた。これらの信託に対して移転させた有価証券の合計額は640万ドルであった。これらの信託が創設されたときに贈与税は存在しなかったため、移転税は課税されることはなかった。ウィリアムの遺産に対して遺産税は課されたけれども、当時の税率は低かったので、課税額は640万ドルであった。従って家族の中で最初に遺産税を払ったウィリアム・デュポン・シニアは、彼の資産に対して15%の資産税を支払っただけである⁶⁵。

ウィリアム・デュポン・シニアのほとんど全ての資産は彼の息子のウィリアム・ジュニアと娘のマリオン (Marion) に残されている。不動産のいくつかは真正に移転され、多くの遺産の残りは遺言信託 (testamentary trust) へ移された後、ジュニアへはその所得の60%、マリオンへは40%支払うことになっていた⁶⁶。1965年12月31日の死亡時まで、ウィリアム・デュポン・シニアの息子の資産は父親の期待をはるかに上回る。ウィリアム・デュポン・シニアが息子のために創設した遺言信託における彼の持分の価値は24,240万ドルで、更に1926年にウィリアム・デュポン・シニアが息子のために行った贈与により創設された信託における息子の持分は、2,500-5,000万ドルになっていた。加えてウィリアム・デュポン・ジュニアは不動産、有価証券、その他の資産を保有しており、遺言執行人の評価によると負債や管理費用を除いた純資産額は2,240万ドルとされた。従ってウィリアム・デュポン・ジュニアの死亡時における純資産額は王侯貴族並であり、3億ドル以上であった⁶⁷。

以上に加えてウィリアム・デュポン・シニアが創設した1926年の生前信託 (lifetime trust) と1928年の遺言信託 (testamentary trust) というのは世代跳梁信託であり、ジュニアの世代へは移転税が全く課税されない。これらの信託は世代跳梁信託の初期のもので、最近の信託に通常含まれる広範な指名権 (power of appointment) は息子には与えられていない。それにも関わらず、年間数百万ドルに及ぶ、これらの信託からの持分に応じた所得に加えて、ジュニアはその信託の受託者であった銀行の頭取であり、会長であり、また支配株主であったので、生涯にわたり信託の資産に対する有効な管理を及ぼしていたのである⁶⁸。これらエステート・プランニングにおける最終結果は、ジュニアが遺産税を合計1,740万ドル支払い、以前における彼自身と夫人の贈与税が50万ドルから100万ドルの間と推定され、移転税の合計額は約1,800万ドルであった。これはジュニアが真正に (outright) 保有しており、相続人に移転した3,000万ドルから4,000万ドルの資産と比較した場合、適当な合計額である。しかし3億ドル以上という実際の富と比較すると、その課税額はより

正しく判断されることになる。それは全体の富のおよそ6%である⁶⁹。

デュボン家のような富裕層によって行われていた、以上のような信託制度を利用した世代跳梁移転は租税法の研究者から課税の公平性の観点から問題視されてきた。フランクリン・ルーズベルト政権において租税政策に関与してきたスタンレー・サリー教授もそうした一人で、この世代跳梁問題はサリー教授の遺産税と贈与税に関する1950年の論文「連邦遺産税および贈与税の改訂の導入」発表の後に関心が高まっていったのであった。

しかし、1976年の世代跳梁税の制定の決め手となったのは、農業分野における緩和税制の後の、財源補填策の一環、つまり財政問題によるものであったとは興味深いことである。日本の場合は、シャープ勧告の「理論と哲学」が存在し、税制の議論においてはあらゆる場面でその「理論と哲学」に沿った検討がなされている⁷⁰が、米国の場合はそのような理論的な支柱のようなものがないために様々な議論がなされることになる、ということであろう。

1986年における世代跳梁税の改正後は、信託を用いた巨額の租税回避ということは不可能になってきている。また、デュボン家のような古くからの資産家にとっては「永久拘束禁止の原則 (Rule Against Perpetuities)」の観点から信託の魅力が薄れてきているのかもしれない。しかし、信託を利用したエステート・プランニングが全く途絶えたかというところではない。信託には検認回避 (probate avoidance) ができるという課税以外の魅力というものは現在でも存在するし、遺言信託で検討したように制度の柔軟性や課税の有利性は、一般の米国人にとっては未だに利用価値が高いと考えられるのである。

本稿では大企業デュボン社とその創業家一族を取り上げた訳であるが、大企業の場合、企業の所有と経営の分離は早くから進み、創業家の関心の重点は経営権というより経済的な権利の継承にあったように思われる。そして今回のダウ・デュボン社の設立によってその傾向はさらに強まっている。しかし中小企業の場合は、経営権を如何に確保するか、ということは重要な課題であろう。信託を利用した事業承継スキームにおいて、経営権を留保した場合にどのように課税されるか、は中小企業の経営者にとっては興味深いところである。この点については稿を改めて検討することとしたい。

注

1 Vickrey(1947) pp.203-216.

2 アイゼンシュタインは、「遺産税と最高裁からの教訓 (Estate Taxes and The Higher Learning of The Supreme

- Court)」(1948年)など遺産税に関して著名な論文を発表している。
- 3 階層的な生涯不動産権は、所有権が一人もしくは複数の生涯不動産権の保有者および残余財産受益者の間で分割される全ての移転を含んでいる。最短の階層的な生涯不動産権 (cascading life estates) は、生存中はAからBへ、Bの死後はCへ所有権が移転するものである。最長のもは資産の相続を特定の継承者に制限する (fee tail) もので、ほとんどの州では認められていない。
- 4 Eisenstein(1946) p.872.
- 5 信託の元本についてはコーパス (corpus) という用語をよく用いる。本稿では原文で corpus と表記されている場合には「コーパス」という訳語を充てることとする。
- 6 Id at p.872.
- 7 Abrams(1987) p.1147.
- 8 浅川 (2017a) で検討したようにフランクリン・ルーズベルト政権において租税政策に携わった法律家は、富裕層の租税回避の問題を特に真剣に取り組んでいる。
- 9 サリー教授がこの論文を発表した1950年という点、日本においてシャウプ勧告が実施された時期とほぼ同時期であり、シャウプ使節団の一員であったサリー教授もビックリー教授と同様に世代跳梁移転が米国における遺産税に関する大きな問題であると認識していたという点では一致していたと言える。
- 10 Surrey (1950) p.18.
- 11 Abrams(1987) p.1147.
- 12 Surrey (1950) p.20.
- 13 1982年法2613条(b)(1)(1986年に廃止)。
- 14 Abrams(1987) p.1148.
- 15 「税制改革研究・提案 (Tax Reform Studies and Proposals)」(1969) p. 117.
- 16 その後、1977年に内国歳入庁の長官に就任している。
- 17 Kurtz and Surrey (1970) p.1365.
- 18 Id at p.1365.
- 19 Id at p.1365.
- 20 Id at p.1386.
- 21 Id at pp.1391-1392.
- 22 Id at p.1392.
- 23 Id at p.1392.
- 24 Westfall (1970) p.1006.
- 25 受益者の所得に対する権利は、受益者が亡くなった場合に、彼自身が譲渡者でなければ、信託の元本を受益者の遺産に含める原因とはならない。1954年法2036条。また保有者の扶養のための元本を用いる権利は、制限された場合は、「一般的な指名権 (general power of appointment)」の定義からは除外される。1954年法2041条(b)(1)(A)(遺産税)、同2514条(c)(1)(贈与税)。
- 26 保有者もしくはその遺産、または両者の債権者に有利なように行使できない権利は「一般的な指名権 (general power of appointment)」ではない。1954年法2041条(b)(1)(遺産税)、同2514条(c)(贈与税)。Treas. Reg. §§20.2041-1(c)(1), 2514-1(c)。遺産税目的のための年間5,000ドル、もしくは5%を引き出す権利の失効の控除は、2041条(b)(2)に、類似の贈与税目的の控除は2514条(e)に規定されている。
- 27 Westfall (1970) p.1006.
- 28 Id at p.1007.
- 29 Id at p.1007.
- 30 Id at pp.1007-1008.
- 31 Id at p.1008.

- 32 Id at pp.1008-1009.
- 33 Id at p.1009.
- 34 Id at p.1009.
- 35 Id at pp.1009-1010.
- 36 世代跳梁とは、家族関係の親等 (degree) もしくは受贈者が家族でない場合は25歳以上の年齢差がある場合と定義されている。「税制改革研究・提案 (Tax Reform Studies and Proposals)」(1969) p. 393. 従って従兄弟は年齢や関係の疎遠に関わらず、世代跳梁の受贈者とはならない。子孫ではない家族への移転をどのように扱うか、ということは難しい家系上 (genealogical) の問題を引き起こすことになるので、全ての子孫ではない受贈者へは年齢基準にとつて処理することが簡単なのである。
- 37 Westfall (1970) p.1010.
- 38 1894年金融法。1969年金融法によって改訂されている。(Finance Act of 1894, 57 & 58 Vict. 53, c. 30, §§ 1,2, as amended, Finance Act of 1969, c. 32, § 36.)
- 39 1969年金融法になって初めて、英国法は一任信託による遺産税の回避に対して効果的に対処するようになった。
- 40 この相続税 (accession tax) に関しては、American Law Institute(1969) pp.446-589. に詳細に分析・提案されている。
- 41 Westfall (1970) pp.1010-1011.
- 42 Id at pp.1011-1012.
- 43 Surrey (1976) p.319.
- 44 アイオワ・ロー・レビューの農民の遺産に関する調査によると、アイオワ州における農民の家族は、通常、彼らの50歳代において、エステート・プランの問題について認識すると死亡前に中小企業の家族によって通常用いられている手法によって解決した。Iowa Law Review (1974).
- 45 Surrey (1976) p.319.
- 46 Id at pp.319-320.
- 47 公聴会でミシガン大学のジェームズ・スミス教授が証言している。(Statement of Professor James D. Smith, in Hearings on Federal Estate and Gift taxes, Ways and Means Committee, 122 Cong. Rec. 1309(1976).)
- 48 Surrey (1976) p.320.
- 49 1976年は大統領選挙の年であり、ウォーターゲート事件の余波もあり結局は民主党のジミー・カーター (James Earl Carter) が勝利することになるのであるが、現職としては共和党のジェラルド・フォード (Gerald Rudolph Ford Jr.) が政権についていた。
- 50 Id at p.320.
- 51 Id at pp.320-321.
- 52 Id at p.321.
- 53 Id at pp.321-322.
- 54 Id at p.324
- 55 世代跳梁の条項は技術的には分離された課税を構成し、その結果として移転税の仕組みは贈与税、遺産税と世代跳梁税となった。Id at p.324.
- 56 英国の場合、移転税は信託を対象とし、贈与は対象としない。
- 57 既述のようにデュボン家やロックフェラー家は巨額の資産の移転に際して世代跳梁信託を用いていた。
- 58 Balz (1976) p.328.
- 59 Surrey (1976) p.325.
- 60 財務次官補のデビット・グリックマン (David G. Glickman) による「遺産税と贈与税に関する1981年の上院金融小委員会における世代跳梁税に関する公聴会 (Senate Finance Subcommittee on Estate and Gift Taxation, Hearings on the Generation-Skipping Transfer Tax, 97 th Cong., 1 st Sess. 62(1981))」における証言。

- 61 Surrey, McDaniel and Gutman(1987) p.886.
- 62 2001年法により2009年12月31日より後に発生する世代跳梁移転に関して世代跳梁税は課税されなく、2010年12月31日より後に死亡した非相続人に関しては1974年法（Congressional Budget Act of 1974）により世代跳梁税が復活することになった。
- 63 American Law Institute (1984).
- 64 Vickrey(1992) pp.257-262. なお、世代跳梁税に関して発言を続けていたサリー教授のこの1986年法に関する意見も気になるところであるが、サリー教授は1984年8月27日に逝去されており、残念ながらそれは不可能なこととなった。
- 65 Cooper (1977) pp.212-213.
- 66 Id at p.213.
- 67 Id at p.213.
- 68 Id at p.214.
- 69 Id at p.215.
- 70 詳細は浅川（2017b）および浅川（2018）で検討している。

引用文献：

- (1) American Law Institute(1969)、Federal Estate and Gift Taxation - Recommendations of The American Law Institute and Reporters' Studies、American Law Institute.
- (2) American Law Institute(1984)、Federal Estate and Gift Tax Project: Study on Generation-Skipping Transfers Under the Federal Estate Tax、American Law Institute.
- (3) Howard E. Abrams(1987)、Rethinking Generation-Skipping Transfer、Southwestern Law Journal, Vol. 40.
- (4) Daniel J. Balz(1976)、Congress looks at Death and Taxes But Outlook is Far From Certain、National Journal (March 13, 1976).
- (5) George Cooper(1977)、A Voluntary Tax? New Perspectives on Sophisticated Estate Tax Avoidance.、Columbia Law Review, Vol.77, March 1977, No.2.
- (6) Louis Eisenstein(1946)、Modernizing Estate and Gift Taxes、TAXES-The Tax Magazine, September .
- (7) Iowa Law Review(1974)、Contemporary Studies Project: Large Farm Estate Planning and Probate in Iowa、59 Iowa L. Review 794.
- (8) Jerome Kurtz and Stanley S. Surrey(1970)、Reform of Death and Gift Taxes: The 1969 Treasury Proposals, The Criticisms, and a Rebuttal、Columbia Law Review, Vol.70.
- (9) Stanley S. Surrey(1950)、An Introduction to Revision of the Federal Estate and Gift Taxation、California Law Review, Vol.38 March, 1950 No.1.
- (10) Stanley S. Surrey(1976)、Reflections on the Tax Reform Act of 1976、Cleveland State Law Review, Vol.25.
- (11) Stanley S. Surrey, Paul R. McDaniel and Harry L. Gutman(1987)、Federal Wealth Transfer Taxation、The Foundation Press, Inc..
- (12) William Vickrey(1947)、Agenda for progressive taxation、The Ronald press company.
- (13) William Vickrey(1992)、Updated Agenda for progressive taxation、The American Economic Review, Vol. 82, No.2, papers and Proceedings of the Hundred and Fourth Annual Meeting of the American Economic Association (May, 1992).
- (14) David Westfall(1970)、Revitalizing the federal Estate and Gift Taxes、Harvard Law Review, Vol. 83.
- (15) 浅川哲郎（2017a）「米国連邦遺産税の歴史-シャープ使節団における問題意識の背景について」、九州産業大学

『商経論叢』第58巻第1号。

- (16) 浅川哲郎 (2017a) 「わが国における相続税制の展開 (前編)」、九州産業大学『商経論叢』第58巻第2号。
- (17) 浅川哲郎 (2018) 「わが国における相続税制の展開 (後編)」、九州産業大学『商経論叢』第58巻第3号。